

団体貸出利用案内

2024年4月改訂

市内の地域文庫、学校、職場団体、社会教育団体、読書団体、そのほか教育委員会が認める団体を対象とし、団体貸出室に所蔵している図書館資料の貸出を行います。

登録	<p>1. 登録方法</p> <p>①来館日時をお知らせください。</p> <p>②団体貸出利用登録申請書(責任者名が必要)をご提出ください。</p> <p>③その場で貸出券を発行し、当日から貸出できます。</p> <p>貸出券は大切に保管してください。</p> <p>万が一、貸出券を紛失された場合は必ず来館前にご連絡ください。</p> <p>※本館で登録した団体貸出券は、公民館等図書室、本館1階・2階フロアではお使いいただけません。</p> <p>2. 登録の期限と更新</p> <p>1年ごとに更新手続きが必要です。「団体貸出利用登録申請書」をご提出ください。</p>
貸出期間	2か月以内 ※予約・継続貸出はできません。
貸出点数	300点以内
貸出・返却	<p>①3階団体貸出室にて貸出・返却手続きをします。</p> <p>②来館日時を前日までにお知らせください。*台車が必要な方はその旨もお伝えください。</p> <p>③ご来館されたら、こどもとよかんカウンターで団体名をお伝えください。</p>
利用時間	図書館開館日の9時30分～18時
貸出に際しての責任	<p>・登録団体の責任者は団体貸出を受けた資料の紛失・汚損・破損等に責任があり、資料の弁償をしていただく場合があります。</p> <p>・返却期限を30日過ぎると、貸出停止となります。貸出停止になった場合、すべての貸出ができなくなります。延滞本を返却した翌日から貸出が可能です。</p>
ブックリスト	・ブックリストは、市立図書館ホームページ→ご利用案内→いろいろなサービス→団体貸出にPDF版で掲載しています。



長崎市立図書館
NAGASAKI CITY LIBRARY

〒850-0032 長崎市興善町1番1号

TEL.095-829-4946 FAX.095-829-4948

開館時間:9時30分～20時

休館日:火曜日(火曜が祝日の場合は開館)